

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	職員及びその被扶養者以外に係る源泉徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安中市は、職員及びその被扶養者以外に係る源泉徴収に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

安中市長

## 公表日

令和7年7月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	職員及びその被扶養者以外に係る源泉徴収に関する事務
②事務の概要	所得税法に基づき、報酬等の所得を支払う者が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付する事務である。また、復興特別所得税についても併せて徴収及び納付している。 特定個人情報ファイルは、所得税法及び番号法の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ●報酬等に係る支払調書及び源泉徴収票の提出等の事務
③システムの名称	財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
源泉徴収情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計課、職員課給与厚生係
②所属長の役職名	会計管理者、職員課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号 電話番号 027-382-1111(代表) 安中市 行政課文書法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 会計課、職員課給与厚生係
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、財務会計システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスク	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ul>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>
判断の根拠	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	新様式への変更	旧様式	新様式	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 1.②システムの名称	財務会計システム	財務会計システム・人事給与システム	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	会計課、秘書課職員係	会計課、秘書課給与厚生係	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	I 関連情報 1.③システムの名称	財務会計システム・人事給与システム	財務会計システム	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担	会計課、秘書課給与厚生係	会計課、職員課給与厚生係	事後	
令和3年6月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	会計管理者、秘書課長	会計管理者、職員課長	事後	
令和3年6月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	事後	
令和3年6月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	事後	
令和4年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号	事後	
令和5年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	IV リスク対策 11 もっとも優先度が高いとさ	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	